

第3回 議会基本条例策定委員会の概要

○開催日時:平成26年7月18日(金)午後1時30分～午後2時24分

○開催場所:市庁舎5階 第1委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、山谷清(副委員長)、澁谷政義、
管野恭子、佐久間儀郎、山田裕一、
小山定男(市民委員)、栗原幸江(市民委員)、

○欠席委員:山田吉訓(市民委員)

○傍聴者:伊藤勝美議員

1. 条文の検討③

◆白石市議会基本条例案に盛り込む事項について、東京財団中尾修研究員のアドバイスや市民委員のご意見を伺いながら、条文の検討を行いました。

調査機関の設置

【これまでの検討内容】

- ・市政の課題について調査のため必要があるときは、学識経験を有する者などで構成する調査機関を設置することができることを規定する。



第〇条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。

3 第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

議員の政治倫理

【これまでの検討内容】

- ・政治倫理に関する基本的な事項を規定する。



第〇条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

議員定数

【これまでの検討内容】

- ・議員定数の改正に当たっては、参考人制度、公聴会制度を活用し、市民の意向を把握し、実情にあった定数を検討する。
- ・定数条例の改正案は、改正理由の説明を付して議員が提案することを規定する。



第〇条 議員定数は、別に条例で定めるところによる。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
- 3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正の理由を付して議長に提出するものとする。

議員報酬

【これまでの検討内容】

- ・議員報酬の改正に当たっては、参考人制度、公聴会制度を活用し、市民の意向を把握することができることを規定する。



第〇条 議員報酬は、別に条例で定めるところによる。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を活用することにより、市民の意向を把握することができる。
- 3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

最高規範性

【これまでの検討内容】

- ・委員の必要度及び議員アンケート結果から盛り込まないこととした。

（中尾修研究員の意見）

- 条例の間で上下関係はないが、基本条例に反する条例は作らない。
- この条例を制定するに当たって、国と対等、協力関係にあるという地方分権の姿勢を表している。
- 執行側が自治基本条例を視野にいれていなければ、この条例でうたう必要があると考える。

(委員の意見)

- 基本条例に関する研修会や法学者の見解等、最高規範性に関する見解は分かれているので盛り込まなくて良いのではないか。
- 「他の条例との関係・位置づけ」の項目で、他の条例等との整合性を図ることを規定しているので、あえて「最高規範」を使う必要はないと考える。

最高規範性については、条例に盛り込まないこととしました。

他の条例との関係、位置づけ

【これまでの検討内容】

- ・議会に関する他の条例等の制定、改廃をする場合は、議会基本条例との整合性を図ることを規定する。



第〇条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合性を図らなければならない。

見直し手続き

【これまでの検討内容】

- ・議会は、改選後に速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討することを規定する。

(中尾修研究員の意見)

- 速やかにとしたが、栗山町では2年経過後の検証となったのが事実。
- 全議員での検証が理想だが、条例に表現するうえで、議会の正当な機関を入れる必要があったため議運での検証となった。

(委員の意見)

- 条例を検証する時期を明確に定めたほうが良いのではないか。

(市民委員の意見)

- 時期は定めずに、必要に応じて何回でも検証できるようにしてほしい。



第〇条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

議会改革推進会議等の設置

【これまでの検討内容】

- ・議会制度に関する法改正や議会改革の観点から必要がある場合には、必要な組織を設置して調査・検討を行うことを規定する。

（委員の意見）

→議会改革に関する継続的な検討を行うことができるように、一番適切な組織（常任委員会も含めて）のあり方を今後研究していくべき。



第〇条 議会は、議会制度に係る改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

政策企画調整会議の設置

【これまでの検討内容】

- ・広聴活動による市民意見等を政策や課題として、政策立案等を行うために、議員で構成する政策企画調整会議の設置について規定する。

（委員の意見）

→市民との意見交換会で出された意見を集約し、政策等に反映していくための機関としていくべき。



第〇条 議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。

2 前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

交流及び連携

【これまでの検討内容】

- ・他の自治体議会との交流や連携を推進するため、議会のあり方について調査研究を行うことを規定する。



第〇条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

2. 総則及び議会・議員の活動原則の検討

【総則】

- ・議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにする。
- ・議会に関する基本事項を定め、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与する。

【議会の活動原則】

- ・公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指す。
- ・市民を代表する議事機関として、執行機関の市政運営状況を監視する。
- ・市民の多様な意見を把握し、市政に反映させる議会運営を目指す。
- ・議員相互間の討議を尽くして、合意形成に努める。
- ・これまでの会議規則、委員会条例や先例及び申し合わせなどを精査し、必要があれば見直していく。
- ・わかりやすい言葉や表現を用いた議会運営に努める。

【議員の活動原則】

- ・議会が言論の府及び合議体であることを認識し、議員間による自由な討議を重んじる。
- ・市民意見の把握に努め、市民全体としての福祉向上を目指す。
- ・議員立法による積極的な条例提案に努める。

3. その他

- ◆次回は、平成26年7月29日(火)午後1時30分から開催(予定)することになりました。